

旧若葉小学校の暫定運用の拡大について

市では若葉町のまちの将来像や公共施設再編、旧若葉小学校・清掃工場跡地の方向性等を定める「若葉町まちづくり方針」について、先の12月の市議会総務委員会で「骨子案」をお示しし、今後、令和5年度の決定に向けて「素案」「原案」と策定を進めていくこととしています。

方針に基づく事業開始までの間、旧若葉小学校は必要最小限の維持管理を行いながら、地域開放や地域団体等の一時的な使用に供する暫定運用としています。また、令和4年8月～11月には、「若葉町まちづくりワークショップ」でまとめられたポスターの内容の範囲内で、且つ、騒音等により周辺の住環境を害さないことを条件に、民間事業者が試験的に事業を実施する取組として「旧若葉小学校の利活用に関するトライアル・サウンディング型市場調査」を行い、1事業者が事業を行ったところです。その他にも複数の民間事業者から問い合わせを頂きましたが、スケジュール等の条件が合わないため、残念ながら事業の実施には至らないケースもございました。

方針に基づく事業開始までには、法令上の手続きなど一定の時間がかかることが見込まれます。そこで市では、「若葉町まちづくりワークショップ」でまとめられたアイデアの実現や地域の活性化、資産の有効活用といった観点から、暫定運用の範囲を拡大することとしましたのでお知らせします。

【暫定運用について】

- 災害時は避難所としての機能を維持します。
- 安全に配慮して必要最小限の維持管理を行います。
- 校舎の使用については、1階の諸室(家庭科室、保健室等)に限ります。
- 現在の地域団体(自治会、PTA等)の活動が新校舎で確保されない場合や地域団体等の一時的な活動が必要な場合に配慮し、行政財産使用許可申請に基づき管理上支障が無い範囲で使用することができます。
- 地域団体以外の使用については、地域団体の活動を優先した上で、行政財産使用許可申請に基づき管理上支障が無い範囲で使用することができます。
- 使用可能な時間は、原則として平日13時30分～20時、土日祝日9時～20時です。
- 使用にあたっては、行政財産使用料条例等に基づく費用をご負担いただきますが、地域団体の使用は申請により減免となります。
- 申請等の窓口は総合政策部行政経営課になります。使用を希望される場合は、使用を予定する日の属する月の前々月までにご相談ください。
- 校庭については、地域団体等の使用が無い場合、平日13時30分～17時、土日祝日9時～17時の間は地域開放しますが、遊具の貸出等はありません。

【暫定運用の拡大について】

- ワークショップでまとめられたポスターの内容の範囲内、且つ、騒音等により周辺の住環境を害さない事業の実施を原則とし、そのほかシティプロモーションに資する使用も可能とします。
- 事前に民間事業者が事業概要書を市に提出し、市がその内容を審査し、条件を充足していると判断した場合にのみ使用を許可します。
- 使用可能な施設や時間は、原則として上記暫定運用の範囲内とします。ただし、校舎については、必要に応じて2階以上の諸室(普通教室や職員室等)の使用を認めます。
- 事業の実施が決定した場合、市ホームページやチラシ等で事業概要や事業者名等をお知らせします(撮影等一部の場合を除く)。
- 事業の例としては、キッチンカー・カフェ、スポーツや英会話などの講座・教室、各種イベント、近隣大学との交流、映画・ドラマの撮影などを想定しています。

【問い合わせ】

〒190-8666 立川市泉町 1156-9
立川市総合政策部行政経営課資産活用係
電話：042-523-2111 (内線 2702)
FAX：042-521-2653
Mail：g-keiei@city.tachikawa.lg.jp